



基準協会だより

No.79



上越市文化財 ライオン像のある館(旧直江津銀行)

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場

目次

新年度にあたっての挨拶 高田労働基準協会長	2
2019年度の行政運営にあたって 上越労働基準監督署長 様	3
2019年度定期総会	4
着任の御挨拶(副署長・安全衛生課長)	6
2019年度上越署の組織体制	7
上越労働基準監督署からのお知らせ	9

発行 高田労働基準協会 上越市春日野1丁目5-10
☎025-523-9595 FAX025-522-9599

新任のご挨拶

協会長就任にあたって



高田労働基準協会 会長
東北電力株式会社 上越電力センター
所長 嶺村 俊之



高田労働基準協会会員事業所の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、会員の皆様には、日頃より当協会の運営に多大なるご理解をいただくとともに、ご支援・ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

先日の高田労働基準協会総会におきまして、令和元年度の協会長の大き役を仰せつかりました嶺村でございます。甚だ微力ではございますが、労働災害防止のため、また、当協会発展のために努めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本年度が5か年計画の2年目となる第13次労働災害防止推進計画は、「一人の被災者も出さない」という基本理念の下、労働者一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会」を目指すものです。

全国の労働災害発生件数が、年々減少傾向にある中、上越労働基準監督署管内の労働災害発生状況(休業4日以上)を見ますと、昨年末まで被災者数が3年連続で増加しております。また、事故の型別では、転倒災害や巻き込まれ・挟まれによるものが目立っており、特に一昨年ゼロであった死亡災害が昨年3件発生するなど、極めて憂慮すべき状況となっております。

元来、職場における「安全と健康確保」は、企業経営の基盤となるものですが、先年の大手広告代理店での過労自殺に端を発し、長時間労働やメンタルヘルス不調への社会の視線は厳しさを増しており、企業存立の要件にもなりつつあります。

このため、経営者は、自らが先頭に立ち、日々の業務が常に安全で健康的なものであるよう十分な配慮を行い、必要な活動を継続していくことが重要となります。

特に今年度は、「働き方改革」関連法が順次施行されていくため、会員様の事業所におきましても、実情に鑑みた対応が求められる場合もあるかと思えます。

当協会では、会員の皆様がそれぞれ抱える様々な課題や悩みの解決を適切にサポートできるように、上越労働基準監督署様のご指導を仰ぎながら、各種の研修会や講習会、会報による情報提供などの活動に取り組んでまいります。

今後とも、当協会へのご支援、ご協力を心からお願いを申し上げ、協会長就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン



令和元年度の行政運営について

上越労働基準監督署

署長 松本 直樹 様

高田労働基準協会と高田労働基準協会会員の皆様には、日頃から労働基準行政の推進に深いご理解・ご協力をいただいておりますことに心より御礼申し上げます。

私は、4月1日付で着任しました。異動前は新潟労働局労働基準部監督課で勤務しておりました。新潟市の出身です。上越地域の勤務としては、平成6年度に当時の高田労働基準監督署での勤務経験が1年間ありますが、その時から既に四半世紀ほどが経過しており、地域の情勢等も変わっているものと思いますので、会員の皆様からいろいろと教えていただきながら、行政課題に取り組んでまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

さて、令和元年度の当署の行政運営の方針について、次の施策を中心に取り組んでまいります。

まず、**一般労働条件確保・改善対策**です。「時間外労働の上限規制」や「年5日の年次有給休暇の確実な取得」を含む昨年成立した「働き方改革関連法」ですが、その一部が本年4月1日に施行となったことから、今後は、**改正法の周知から法令遵守指導**へシフトしていくことになります。「時間外労働の上限規制」は、中小企業では1年間施行が猶予されていますが、「年5日の年次有給休暇の確実な取得」につきましては、すべての事業場において施行されています。これら改正された労働基準法や従来から当署に相談が寄せられている**賃金不払い残業、長時間労働、年次有給休暇の取得拒否等**の是正指導に努めてまいります。

なお、当署では、労働基準監督署が所管する労働基準法等の法令解釈や運用に関するご質問に対しての署の担当者が事業場を訪問してお答えする「訪問支援」を実施しておりますので、ご希望があれば当署あてに「訪問説明に来て欲しい。」とお声がけ下さい。是非、ご利用をお待ちしております。また、新潟労働局で実施しております「新潟働き方改革推進支援センター」の活用も併せてお願いいたします。

次に、**労働災害防止と健康確保対策**についてです。当署管内の労働災害の発生件数は、長期的には確実に減少しております。こうした結果は、皆様各事業場の継続的な自主的安全衛生活動の賜物であり、この紙面をお借りして感謝申し上げます。しかしながら、平成30年の管内全産業の休業4日以上労働災害の発生数は、平成29年を上回ることが確実な状況となりました。当署では平成30年度から5か年を期間とする第13次労働災害防止推進計画を策定しており、この中で、管内の全産業の休業4日以上労働災害発生件数について、平成29年の発生件数と比較して、推進計画最終年において5%以上減少させるとの目標を掲げ、取り組んでおりますが、取組初年としては残念な結果となりました。平成30年の当署管内の労働災害発生状況の特徴のひとつとして、**転倒災害が4割増加**しました。業種横断的な課題である転倒災害防止につきましては、平成27年から「S TOP！転倒災害プロジェクト」として推進してまいりましたが、平成30年は特に1月から3月の期間において事業場の敷地内においての転倒災害が多く発生いたしました。当署では引き続き、**現場指導等**により転倒災害を含めた労働災害防止対策を進めてまいります。新潟労働局では、事業場の労働災害防止のための自主的な取組を後押しする「新潟ゼロ災宣言運動2019」を、本年は7月から6か月間の期間で実施することとしておりますので、積極的なご参加をお願いいたします。

また、働き方改革関連法において労働安全衛生法の改正も行われております。**過重労働の医師の面接指導の強化、管理職や裁量労働対象者を含めた労働時間の客観的な把握の義務付け**などですが、周知及び指導に努めてまいります。

さらに、**熱中症、化学物質取扱いでのリスクアセスメント、ストレスチェック等メンタルヘルス及び治療と職業生活の両立支援**に係る対策につきましても、適切なお取組みをいただくよう行政を進めていくこととしております。

そのほか、**最低賃金以上の支払いの確保指導や迅速・適正な労災補償の支払い**にも取り組んでまいります。

以上の施策を中心に職員一同、全力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。



ご挨拶される 上越労働基準監督署 松本署長様

2019年度 定期総会開催 ～ 新元号とともに新たな役員体制がスタート ～

5月21日(火曜)、ホテル センチュリーイカヤ (JR直江津直江津駅北口)において、松本上越労働基準監督署長様をはじめ、署幹部職員の皆様から来賓としてご出席を賜り、総勢123名からのご参加をいただき開催されました。

総会では、昨年度の事業・決算報告、会計監査報告、本年度の事業計画、予算(案)などが事務局より報告・提案が行われ承認されましたが、例年と異なる事項としましては、翌年年明けにはWindows7のサポートが終了するとのことで事務局のパソコン更新費用と次年度に向けての協会ホームページupの準備費用などにつきまして、資産(定期預金)を特別会計として運用することが併せて承認されました。

また、本年度は当協会規約に基づく役員改選の年でありますので、新たに東北電力株式会社上越電力センター様から協会長にご就任いただくとともに、副会長(基準・安全・衛生各部長)、会計監事の皆様も新たに就任いただきました。

総会終了後は、上越労働基準監督署から金丸副署長様、後藤安全衛生課長様からそれぞれ、本年度の労働基準行政の推進にあたっての重点項目などについてのご指導を賜りました。

敬称略

会長	東北電力(株)上越電力センター
副会長 (基準部会長)	光陽産業(株)上越工場
副会長 (安全部会長)	(株)MARUWA直江津工場
副会長 (衛生部会長)	日鉄工材(株)
会計監事	(株)武江組
会計監事	直江津海陸運送(株)



ご挨拶される新役員の皆様

前役員の皆様 ありがとうございます

～ 二年間の役職 お疲れ様でした ～

高田労働基準協会会員事業所の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

会員の皆様には日頃より、当協会の事業運営に多大なるご理解を頂くと共に、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の高田労働基準協会総会におきまして、協会長の職を退任しました。2年間の任期中は皆様方のご協力に深く感謝申し上げます。

さて、企業にとって「安全と健康の確保」は企業経営の基盤であり、従業員が安心して働くことができる事故・災害・疾病がない職場環境をつくることは、企業の社会的責任でもあります。職場の安全や労働者の健康を確保するには、安全は「基本」と「ルール」の正しい理解と実践、そして自らの職場の課題を発見し、解決できる自律した組織の確立が必要であります。また、健康の確保には、「過重労働防止対策」や「メンタルヘルス対策」等が必要と考えます。さらに、これらを経営トップ自らが活動の先頭に立ち、実践していくことが重要になります。各事業所様におかれましては、今後も自事業所に沿った対策をお願いします。

5月1日から新年号「令和」となり、新しい時代の幕開けとなりました。「令和」という言葉には「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ意味が込められている」といわれ、日本の歴史や文化を感じさせる言葉となっております。平和で災害の無い時代を祈念したいと思います。

最後になりましたが、労働災害の根絶と任期中の上越労働基準監督署様のご指導並びに会員の皆様のご協力・ご支援に重ねて感謝申し上げ、協会長退任のご挨拶とさせていただきます。

日本通運株式会社 高田支店 支店長 深沢一大



平成29～30年度 役員事業所の皆様

敬称略

会長	日本通運(株) 高田支店	副会長 (衛生部会長)	上越労務管理事務所
副会長 (基準部会長)	大和ハウス工業(株) 新潟工場	会計監事	(株)高館組
副会長 (安全部会長)	田辺工業(株) 北陸支店	会計監事	(株)植木組 上越支店

着任のご挨拶



副署長 金丸 浩也 様

4月1日付けの人事異動により、新潟労働局労働基準部監督課からまいりました 金丸 と申します。上越署は第二・三方面主任監督官として、平成21年度から3年間、勤務させていただいておりました。二度目の勤務となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、少子高齢化による人口減少、若者の県外流出は、新潟県の重要な課題となっています。企業においては、人材確保と定着を図るため「働き方改革」の推進が必要とされているところです。当署においては、改正された労働基準法を含めた法廷の労働条件の確保と、長時間労働の是正を重点に取り組みを進めることとしております。

36協定について、この4月1日より大企業における改正法が施行されたところですが、届出の訂正をお願いしたケースがありました。来年4月1日より改正法が適用される企業におかれましては、準備をお願いしたいと思います。

相談窓口として、当署内に「労働時間相談・支援コーナー」を設置、また、「訪問支援」による制度等の説明を行っておりますので、ご利用いただければと思います。

最後に、会員事業場の皆様には、より一層、働きやすく安心・安全な職場づくりに取り組んでいただくことをお願い申し上げるとともに、今後、益々の皆様のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



安全衛生課長 後藤 欽司 様

4月1日付けの人事異動により、三条労働基準監督署から赴任して参りました 後藤 と申します。上越地域での勤務は初めてとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

平成30年の上越署管内全産業の休業4日以上労働災害の発生について、平成29年より上回る事が確実な状況となっています。

第13次労働災害防止推進計画(2018～2022年の5か年)の目標達成に向け、労働災害防止対策に一層取り組んでまいりたいと考えております。

また、メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援及び働き方改革関連法における労働安全衛生法の改正において産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等が図られた内容などについても、周知・指導に努めてまいります。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

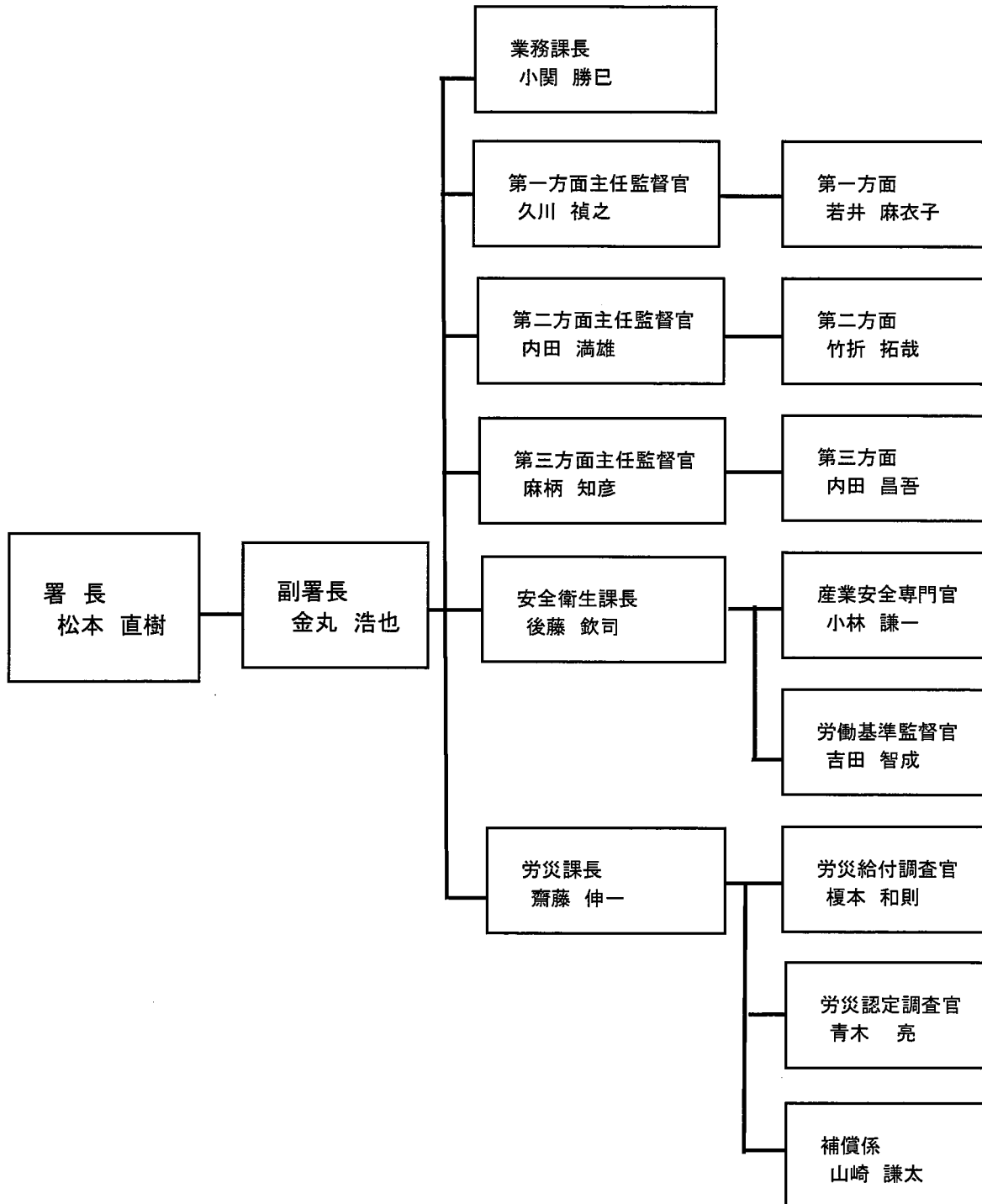


ご安全に!



上越労働基準監督署 組織図

2019年4月1日現在



上越労働基準監督署からのお知らせ



働き方改革関連法に基づく労働安全衛生法の一部改正により、2019年4月1日から「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」を強化していますのでその一部をご紹介します。

第1 産業医・産業保健機能の強化

産業医の活動環境の整備

産業医への権限・情報提供の充実・強化

【 産業医への権限の具体化 】

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べる。
- イ 健康管理等のために必要な情報を労働者から収集する。
- ウ 緊急の必要がある場合、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示する。

産業医に対する必要な情報の提供 ⇨ 事業者は産業医に対して以下の情報を提供する。

- ①健康診断
- ②長時間労働者に対する面接指導
- ③ストレスチェックに基づく面接指導

実施後の措置内容に関する情報
(措置を講じていない場合はその理由)

時間外労働時間(休日労働含)が1か月80時を超えた労働者に係る時間に関する情報

産業医が健康管理を適切に行うために必要と認めるものの情報

産業医と衛生委員会等の関係強化

安全・衛生委員会等の開催の都度、委員会での措置内容、議事で重要なもの等を記録して3年間保存しなければならない

健康相談の体制整備、健康情報の適正な取扱い

産業医を選任した事業場は

- ① 産業医の具体的な業務内容
 - ② 産業医に対する健康相談の申し出方法
 - ③ 産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱い方法
- を次の何れかの方法で周知しなければならない。
- ア 常時、各作業場の見やすい場所に掲示し、備え付ける。
 - イ 書面を各自に交付する。
 - ウ 磁気ディスクなどのに記録して、各労働者が常時確認できる機器を設置する。

第2 長時間労働者に対する面接指導等

◎ 労働時間の状況の把握

改正労働安全衛生法第66条の8第1項又は第66条の8の2第1項の規定による面接指導を実施するため

タイムカード記録

パソコン等の電子機器の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)など客観的な方法、その他適切な方法により、労働時間の把握をしなければなりません。

◎ 労働者への労働時間に関する情報の通知

時間外・休日労働時間の算定を行ったときは、1か月当たり80時間を超えた労働者本人に対して、速やかに超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。

◎ 医師による面接指導の対象となる労働者の要件

面接指導の対象となる労働者の要件は、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者に拡大されました。

◎ 研究開発業務従事者に対する医師による面接指導

時間外・休日労働時間が1か月当たり100時を超える研究開発業務従事者に対して、申し出なしに医師による面接指導を行わなければなりません。



詳細は 上越労働基準監督署 安全衛生課
☎ 025-524-2111 まで、お問い合わせください



新潟労働局
ホームページで
ご確認ください。